

歯科衛生士
のための

歯科 診療報酬 入門

2018-2019

監修 公益社団法人 日本歯科衛生士会

編集 鳥山佳則 石井拓男
武井典子 金澤紀子 吉田直美

6 機械的歯面清掃処置

切削用回転器具と研磨用を用いたプラークの除去等の行為であり、歯科衛生士が実施することが多い。

具体的な内容を図VI-14に示す。

図VI-14 機械的歯面清掃処置

(略称) 歯清

(点数) 1口腔につき 68点,

2月に1回(ただし歯科診療特別対応加算(p.61参照)を算定した患者または妊婦は月1回算定可, また, SPT(I), (II)を算定以降は算定できない。

周術期等専門的口腔衛生処置, 訪問歯科衛生指導料は同月内に算定できない。

(誰が)

歯科医師

または

主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→歯科医師が歯科衛生士の氏名をカルテに記載

(誰に)

歯科疾患管理料を算定した患者

(何を)

切削用回転器具と研磨用ペーストを用いて行う歯垢除去等
スケーリングと同日の算定も可

7 歯科衛生実地指導料

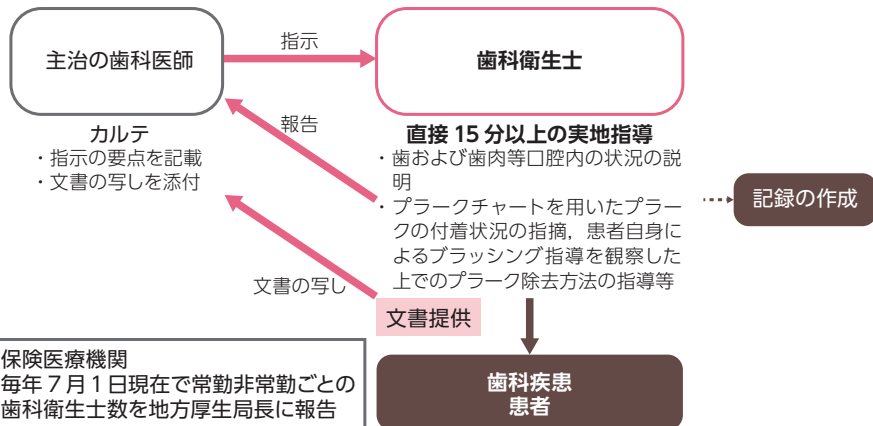
歯科衛生士が行わなければ算定できない項目である。歯科衛生士が歯科医師の指示に基づき患者に対して15分以上の説明と指導を実施した場合に算定する。

歯科衛生実地指導料1の内容を図VI-15に示す。

図VI-15 歯科衛生実地指導料1

(略称) 実地指1

(点数) 80点 1月に1回



1. 歯周治療

1 フローチャートと算定項目

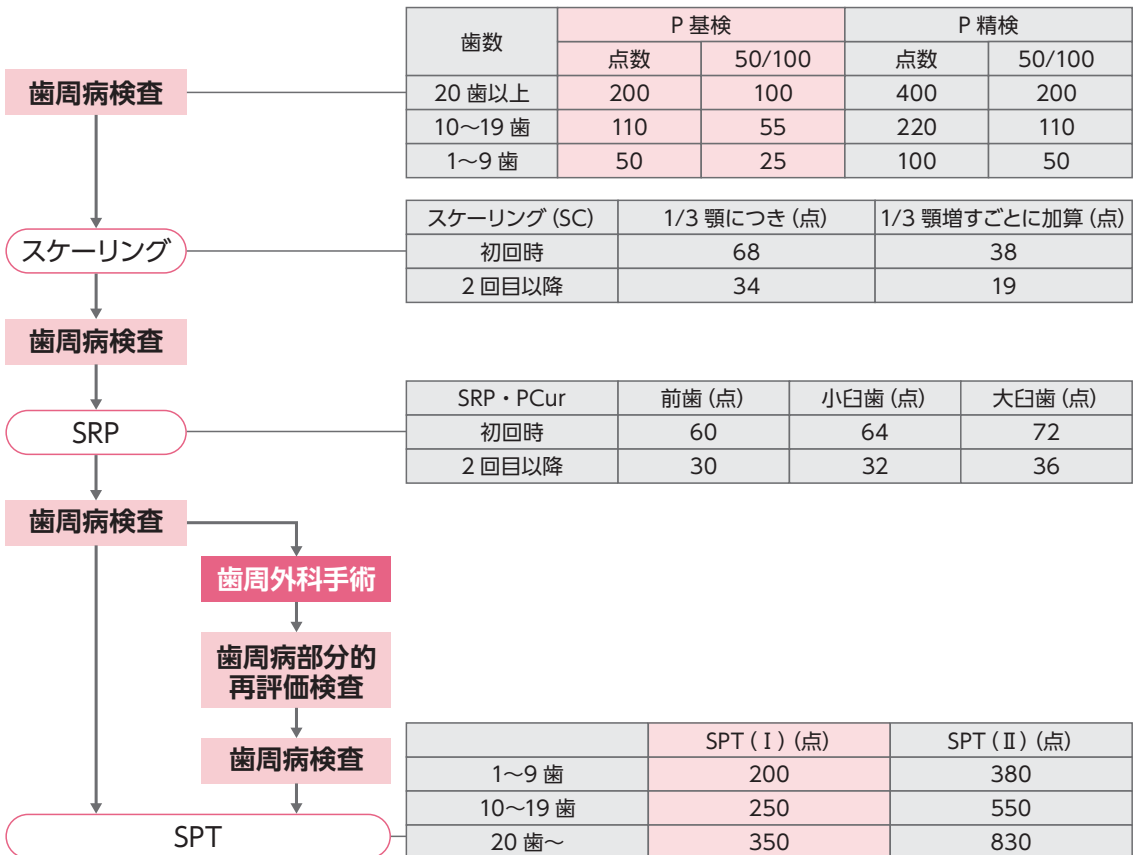
歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方（日本歯科医学会）を参考にする（巻末に掲載）。

☞ point 歯周基本治療（SC・SRP）、歯周外科手術、SPTを行う前には必ず歯周病検査が必要である。

☞ point 初回に算定する歯周基本治療は必ずSCである。すなわちSCせずにSRPは算定できない。

注) エックス線診断に関する記載は省略する

図Ⅶ-2 歯周治療のフローチャートと点数表



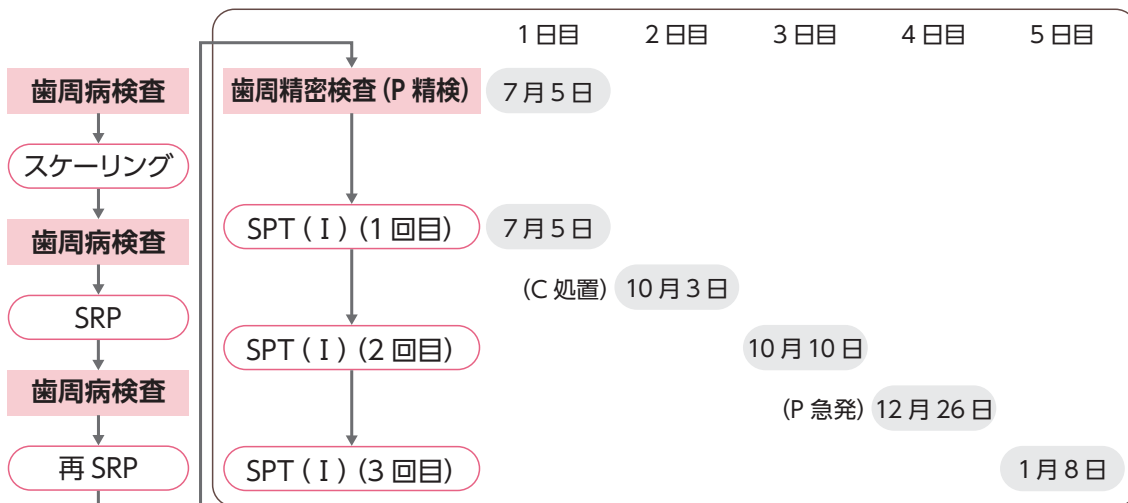
事例 4

概要 中等度歯周炎 (P) の患者に対して SRP, 再 SRP 後, 歯周精密検査を実施し, SPT (I) を実施

実日数 5 日

図Ⅶ-6 歯周治療のフローチャート-スケーリング・ルートプレーニング

歯周病安定期治療 (SPT)

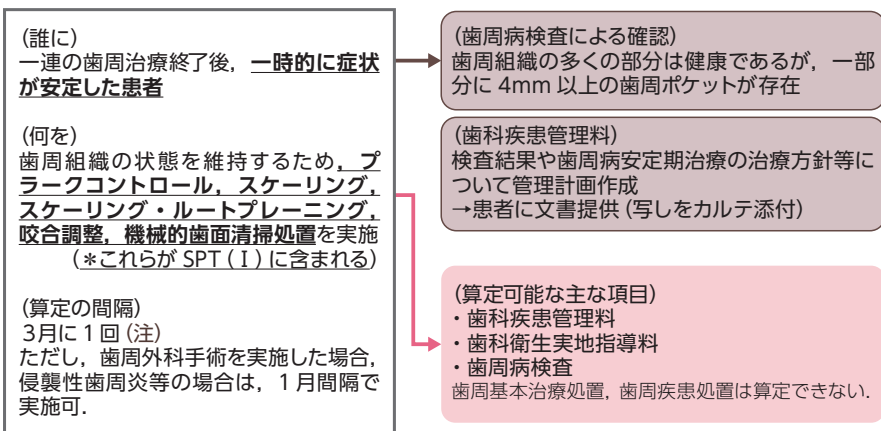


図Ⅶ-17 歯周病安定期治療 (I) (p.80 参照)

(略称) SPT (I)

(点数) 1 口腔につき

1 歯以上 10 歯未満 200 点, 10 歯以上 20 歯未満 250 点, 20 歯以上 350 点



(注)
歯科点数表の記載は、「前回実施月の翌月の初日から起算して 2 月を経過した日以降に行う」である。



算定内容

部位	内容			点数
	項目	略称	算定のルール	
	歯科再診料	平成30年9月30日までは45点、10月1日からは、院内感染対策の施設基準に適合の場合は48点、それ以外は41点		
777	歯周精密検査	P精検		400
	歯科疾患管理料	歯管	1月1回のみ算定	100
	文書提供加算	文		10
	歯科衛生実地指導料1	実地指1	1月1回のみ算定	80
	歯周病安定期治療 (I) (注)	SPT (I) (1回目)		350

算定のポイント

(注) 歯周病安定期治療 (I) (SPT (I))

一連の歯周治療が終了し、一時的に症状が安定したものの、一部に4mm以上の歯周ポケットが存在するので、SPT (I)に移行。

SPT (I)の算定には、検査結果や治療方針等について管理計画を策定し、患者に文書を提供することが要件であり、これについては歯科疾患管理料100点と文書提供加算+10点を算定する。

SPT (I)算定後は、スケーリング、SRP、機械的歯面清掃処置等は算定できない。

(点数)

	SPT (I)
1~9歯	200点
10~19歯	250点
20歯~	350点

(算定の間隔)

3月 (「前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降」、例えば、7月5日に算定した後、次回は10月1日以降となる。)

ただし、歯周外科を実施した場合、侵襲性歯周炎等の場合は、1月間隔で実施可。

(管理計画書)

検査結果や歯周病安定期治療の治療方針等について歯科疾患管理料に基づく管理計画書を作成。患者に文書を提供し、写しをカルテに添付

事例4

概要 歯科のない医療機関と歯科医療機関連携型—化学療法あり

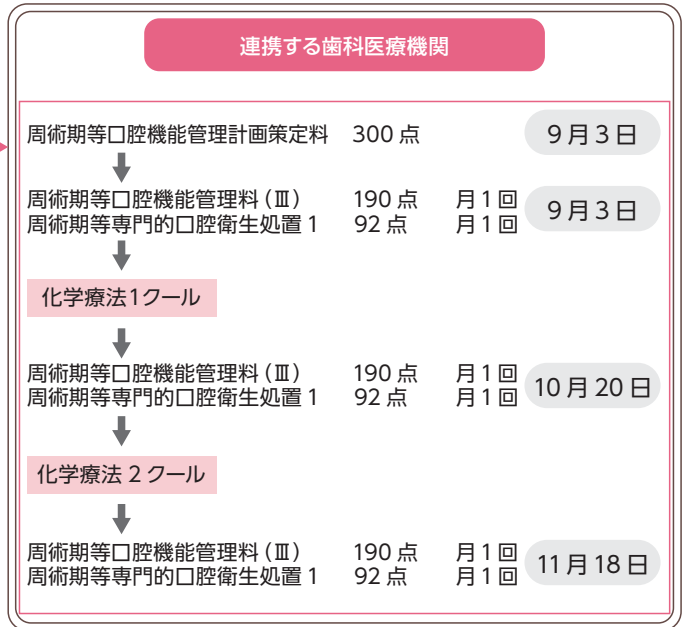
病名

医科 乳がん 歯科 (777)P

* 連携歯科医療機関での内容のみを記載

放射線治療、化学治療を実施する
歯科のない医療機関

(医科点数表)
診療情報提供料 (I) 250点
歯科医療機関連携加算 +100点



化学療法前 (連携歯科医療機関) 9月3日



治療内容

部位	内容
777	<p>初診</p> <p>8月〇〇病院にて右乳がんと診断された。9月28日から化学療法を実施する予定でかかりつけ歯科医院の当院に周術期等口腔機能管理を依頼された</p> <p>提供された診療情報提供書に基づき、周術期等口腔機能管理計画を策定</p> <p>周術期の口腔機能管理の必要性、管理内容を説明し、患者の同意を得た (文書提供)</p> <p>歯科パノラマ断層撮影 (デジタル撮影)</p> <p>[所見] 軽度の辺縁性歯周炎を認める</p> <p>カリエス、根尖病巣は認められない</p> <p>Ⅷ水平埋伏智歯を認める。Ⅶ遠心PD6mm</p> <p>〇〇病院〇〇医師に患者の口腔内の状況およびⅧ水平埋伏智歯の抜歯適応との診断を記載して、その時期等について対診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内写真 (5枚) ・DHに周術期等口腔機能管理 (手術前) とブラッシング指導を指示 ・ブラッシング指導 (TBI) 09:47~10:03 (DH〇〇) (15分以上) <p>染出しを行い付着部位を確認させ、プラーク残存部位に対するブラッシングテクニックの指導を主治の歯科医師がDHに指示、指導内容を記載した文書を提供</p>
777	<ul style="list-style-type: none"> ・スケーリング ・洗浄 (JG) ・歯周基本治療処置 (JG)



歯科衛生士業務記録

部位	内容
777	<p>S：口の中で気になることはない。化学療法の副作用が口の中に起きると聞いたので不安である</p> <p>O：《視覚検査より》上下顎臼歯部に発赤と歯石沈着あり 左側下顎臼歯部に軽度の骨吸収像を認める 《P検査より》PD値3～6mm，BOP率25%，PCR値40%</p> <p>A：プラークコントロール不良による歯石沈着と水平埋伏智歯の影響で7遠心が清掃困難であると思われる</p> <p>P：《治療方針》TBI，SC・洗浄，歯面清掃 化学療法中の口腔粘膜炎症予防のため，口腔衛生管理の徹底</p> <p>・ブラッシング指導（TBI）09：47～10：03（DH〇〇）（15分以上） プラーク染出しを行い付着部位を確認させ，歯ブラシにて実際に磨いてもらう 歯ブラシの振動を小さくして歯間部に毛先をしっかりと入れて磨くこととブラッシング圧を確認，指導 指導内容を記載した文書を提供</p> <p>・スケーリング ・洗浄（JG） ・歯周基本治療処置（JG）</p>



算定内容

部位	内容			点数
	項目	略称	算定のルール	
	歯科初診料		平成30年9月30日までは234点，10月1日からは，院内感染対策の施設基準に適合の場合は237点，それ以外は226点	
777	歯周基本検査	P基検		200
	歯周病患者画像活用指導料	P画像	10点 1回に5枚まで	10×5
	パノラマエックス線診断，電子画像管理加算		通常の算定と同じ	402
	歯科衛生実地指導料1	実地指1	1月1回のみ算定	80
777	スケーリング	SC		68+38×2
	歯周基本治療処置	P基処	1月1回のみ算定	10
	診療情報提供料I	情I		250
	周術期等口腔機能管理計画策定料	周計	1回限り	300
	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	周Ⅲ	1月1回のみ算定	190
	周術期等専門的口腔衛生処置1	術口衛1	1月1回のみ算定	92